

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	長野敏彦
同	加来茂幸

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：学校教育の充実及び青少年の健全育成に係る補助金について)

2 監査の対象

(1) 教育委員会、子ども家庭局、企画文化局、各区役所

(2) 平成19年度に、市単独で、学校教育の充実及び青少年の健全育成に係る補助金を交付した団体

3 監査の期間

平成20年7月1日から平成21年2月3日まで

4 監査公表の時期

平成21年3月18日(平成21年監査公表第9号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 手続について

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>法律で定める手続</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、教育委員会指導企画課:「携帯用防犯ブザー購入事業補助金」) 「社会教育法」は、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないと規定し、「スポーツ振興法」は、地方公共団体がスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、スポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならないと規定しているが、これらの手続が取られていないものがあつた。法令を遵守されたい。</p>	<p>(企画文化局) 平成21年度から、スポーツ振興審議会に諮る。選手派遣補助、大会開催補助などのように、補助先が確定していないものは、その交付基準等について意見を聴くこととする。</p> <p>(教育委員会) 今回の指摘は、社会教育法第13条の規定を把握していなかったために生じたものであり、平成21年度からは、社会教育委員会議の意見を聴いたうえで補助金を交付することとした。</p>
<p>イ <u>補助金の請求手続</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、教育委員会企画課:「北九州市私立学校振興助成補助金」、教育委員会指導企画課:「文化・体育行事等補助金」、教育委員会教育センター:「研究大会等補助金」) 補助金の交付手続における補助事業者からの支払の請求については、一般支払のときは実績報告後の額確定後に、概算払のときは補助金交付決定後にすべきであるが、交付申請と同時になされている等、不適正な事務手続をしているものがあつた。「北九州市補助金等交付規則」等を遵守し、適正な事務手続をされたい。</p>	<p>(企画文化局) 指摘された点については、事務手順を徹底した。また、平成21年度より、申請者への説明書を作成し、提出時期など留意点を徹底することとした。</p> <p>(教育委員会) 今回の指摘は、職員及び補助対象団体が事務手続を理解していなかったために生じたものであり、補助事業者及び職員に対し、適切な事務手続を行うよう周知徹底した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ 交付決定通知 (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、子ども家庭局青少年課、小倉南区役所まちづくり推進課:「青少年団体育成補助金」、教育委員会学校保健課:「北九州市学校保健会補助金」「指定都市学校保健協議会開催補助金」)</p> <p>交付決定通知が、前市長名でなされているものや、支出負担行為は一般支払となっており、実際にも一般支払をしているにもかかわらず、交付決定通知に概算払とするとしていたものがあった。交付決定通知は、団体からの申請に対して、市が公法上の債務を負担する意思を表示する行政行為である。</p> <p>厳正な内部チェック体制が必要である。</p> <p>また、交付決定通知等、市からの通知文書が指令文となっていないものがあった。指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」にも様式が定められている。</p> <p>さらに、補助金交付決定通知書に、補助金の申請の取り下げをすることができる期限を、通知を発した日から19日又は20日としているものがあった。北九州市補助金等交付規則第9条には、「当該通知を発した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定している。</p> <p>「北九州市補助金等交付規則」等を遵守し、適正な事務手続をされたい。</p>	<p>(企画文化局) 交付決定通知に記載した支払方法と実際の支払方法との相違が生じた誤りを防ぐため、平成21年度から、申請者への説明書、担当者マニュアルを整備した。</p> <p>(子ども家庭局) 平成21年3月23日に事務処理の正確化等について職員研修を実施するなど、内部チェック体制の徹底を図った。</p> <p>(小倉南区役所) 指摘を受けた交付決定通知等、市からの通知文書については、平成20年10月24日に適正な指令文に改めた。</p> <p>指摘を受けた文書のみならず、同様の事例がないか、近年の文書を全てチェックした。</p> <p>再発防止のため、平成20年10月24日に課内研修を実施し、今後とも規則の規定に従い適正に処理するように、制度の周知徹底を行った。</p> <p>(教育委員会) 関係職員に対する指導を行い、関係法令等の周知習得に努めている。</p> <p>今後は「北九州市補助金等交付規則」等を遵守し、厳正なチェックを行い、より一層の事務の適正化を行う。</p>

(2) 実績報告について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(教育委員会企画課 : 「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」、教育委員会指導企画課 : 「教育研究団体育成事業補助金」)</p> <p>実績報告について、雇用実績が年間150日であるにもかかわらず、1か月で150日勤務と報告しているものがあつた。また、実績報告書に添付されている歳出決算明細表を確認すると、全体の収支が一致せず財源不明のものがあつた。実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な資料となるものであるので、その記載内容は判定に資するに足るものでなくてはならない。しかしながら、実態と乖離した実績報告や信憑性に欠く実績報告に基づいて、補助金の額を確定したことになる。</p> <p>実績報告書の内容審査を的確に行い、必要に応じて現地調査を行うべきである。</p>	<p>(教育委員会)</p> <p>私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金については、補助事業が適正に行われた確認をする書類として、月毎の雇用実績が確認できる精算報告書の提出を求めることとした。</p> <p>また、教育研究団体育成事業補助金については、実績報告書の確認が不十分であつたため生じたものであることから、平成20年度実績報告書からは複数体制で報告書の確認を行うなど、的確な審査を行うよう改めた。</p>

(3) 補助金額の確定について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(企画文化局スポーツ振興課 : 「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、教育委員会指導企画課 : 「教育研究団体育成事業補助金」「文化・体育行事等補助金」)</p> <p>認められない費目を交付対象としているものや、要綱に定める交付基準額を超えているものがあつた。法令等を遵守すべきである。また、実績報告に添付している事業の収支決算をみると収入超過となつているものがあつた。本来補助金は、補助事業者が自主的に行うものに対し、市がその一部を補助するものである。収入超過部分については、市の補助金で精算すべきである。</p>	<p>(企画文化局)</p> <p>決算により剰余が生じたときは、平成21年度から、精算時に返還を求めることとする。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>教育研究団体育成事業補助金については、要綱における交付基準が不明確なために生じたものであるため、平成21年度交付に際し、交付基準を明</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>確化するとともに補助対象団体へ周知した。</p> <p>また、文化・体育行事補助金については、平成19年度まで補助対象としていた費目のうち、補助対象として認められない費目については、平成20年度から外すこととした。</p>

(4) 支払方法について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>会計管理者への事前合議</u> (八幡東区役所まちづくり推進課： 「青少年団体育成補助金」) 補助金は、概算払とすることができるが、概算払の場合は、支出負担行為の際、会計管理者の合議が必要であるにもかかわらず、合議がなく、不要理由の記載もなされていないものがあった。「北九州市会計規則第46条「定例的なもの」の運用について」によると、合議を不要とする決裁については支出負担行為時に、該当理由と事前合議は不要であるとの旨を記載のうえ、決裁を行うこととされている。 適正な手続に努められたい。</p>	<p>(八幡東区役所) 指摘された点については、平成20年度分から会計室の合議を取るよう処理方法を変更している。 今後、同様の間違いが生じないように引継書に事前合議が必要であることを明記した。 平成20年10月25日に係内研修を実施し、周知を図った。</p>
<p>イ <u>口座名義</u> (八幡西区役所まちづくり推進課： 「青少年団体育成補助金」、教育委員会指導企画課：「教育研究団体育成事業補助金」「文化・体育行事等補助金」「児童・生徒派遣費補助金」) 支払先の口座名義が、補助事業者名と違うものがあった。これでは、正当債権者以外の者への支払を行っていることになる。補助事業者名と支払先の口座名義が相違する場合は、口座名義の変更を求める、委任状を取る等の適正な手続を行うべきである。</p>	<p>(八幡西区役所) 指摘された点については、平成20年12月に補助事業者と支払先の関係が適切となるよう委任状を徴した。 併せて、正しく補助事業者名義に変更された口座を確認した。</p> <p>(教育委員会) 今回の指摘は、会計担当者等への口</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	座へ振込を行っていたものであることから、代表者の口座にするか、補助対象団体が、代表者名義ではない口座への振込を希望する場合には、代表者からの委任状をとることとした。
<p>ウ <u>支出区分</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、門司区役所まちづくり推進課:「青少年団体育成補助金」)</p> <p>支出負担行為で概算払としていながら、履行後に支払われているものや、翌年度4月に支払っているものもあった。</p> <p>補助金は、概算払とすることができるが、概算払の要件は、債務関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定していないことの二つで、原則は一般支払である。</p> <p>概算払の理由が明確でないのならば、一般支払とすべきである。</p>	<p>(企画文化局) 平成21年度から、原則一般支払いとした。また、誤りを防ぐために、申請者向けの説明書と担当のマニュアルを整備した。</p> <p>(門司区役所) 指摘事例については、隔年で実施される定例事業であるため、21年度以降は、審査等に必要な期間を十分考慮した申請期限を設け、それまでに申請を行うよう指導をしていく。また、暫定予算などの例年と異なる会計予算時には特に注意して手続きを進めていく。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、事跡に記載することにより、注意喚起を行うこととする。</p> <p>監査指摘事項は一覧表にまとめ、回覧する。一冊のファイルにまとめ、常に周知できるようにする。</p>

(5) 要綱について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>算出根拠規定</u> (教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」、教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」「補導対策事業補助金」)</p> <p>補助額の算出根拠について、要綱に明確な規定がないものや、要綱の規定</p>	<p>(教育委員会) 私立幼稚園子育て支援保育補助員</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>が実態に合っていないものがある。公平性・透明性の確保の観点から、算定根拠は明確かつ正確に示しておく必要がある。</p>	<p>活用補助金については、要綱の解釈に疑義が生じないように、平成21年4月1日に、「年間雇用日数が 日から 日まで」を「年間雇用延べ日数が / 人・日から / 人・日」と要綱改正を行った。</p> <p>また、教育研究団体育成事業補助金については、補助対象経費が要綱に明文化されていなかったため、要綱の改正を行った。</p> <p>補導対策事業補助金については、補助金の額は上限90万円とすべきところを補助額90万円と規定していたため要綱の改正を行い、平成21年度の交付からは上限90万円に改めた。</p>

<p>イ <u>規定に引用する法令等</u> (教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」、「北九州市私立外国人学校補助金」) 法律の改正に伴う要綱の改正がなされていないものや、廃止された国の通知がそのまま引用されているものがあった。補助事業者は、要綱に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付目的、補助対象事業及び交付条件等が記載されている要綱に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。法令等の改正は、日頃から注意し、必要な場合は、速やかな要綱の改正を行われない。</p>	<p>(教育委員会) 私立幼稚園振興助成補助金については平成21年4月1日に、また私立外国人学校補助金については平成21年2月1日に、それぞれ法令等の改正に基づいて補助基準や要綱を改正した。</p>
---	--

(6) 補助対象団体について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>補助対象団体</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、子ども家庭局青少年課:「遊びの広場促進事業補助金」、「青少年団体育成補助金」、教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」、「北九州市私立幼稚園</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>研修代替教員活用補助金」「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」、教育委員会北九州市立高等学校：「部活動振興事業補助金」)</p> <p>私立学校振興助成法では、「学校法人」又は「私立幼稚園設置者」に対する補助を認めているにもかかわらず、私立学校に対する補助金が、部活動の監督や、その他の団体に交付されている。また、社会教育法は、社会教育に関する事業に必要な物質の確保に対する教育委員会の援助は、社会教育関係団体の求めに応じて行なうとしているが、社会教育関係団体とは認められない団体に交付しているものがある。</p> <p>さらに、社会教育関係団体へ、社会教育に関する事業以外の事業に対して、補助をしているものがある。法令を遵守されたい。</p>	<p>(企画文化局)</p> <p>平成21年度から、要綱及び規程を改定し、私立学校への補助金については、学校法人の代表を申請者とする事とした。</p> <p>(子ども家庭局)</p> <p>平成21年度から、社会教育法第13条に基づき、補助申請団体が社会教育関係団体と認められる団体であるか否かに関して北九州市社会教育委員会議に諮るなど、法に沿った手続きに改めることとしている。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>私立幼稚園振興助成補助金、私立幼稚園研修代替教員活用補助金及び私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金については、本市の幼児教育を推進するという目的から、学校法人以外の幼稚園にも補助が必要との公益上の判断で補助の対象者を「市内の全私立幼稚園で構成する、社団法人北九州市私立幼稚園連盟」としていたが、今後は、補助金交付対象を「学校法人あるいは私立幼稚園設置者」と改正する方向で私立幼稚園連盟と協議する。</p> <p>部活動振興事業補助金については、北九州市立高等学校父母教師会は、同会の規約第6条に規定するとおり「学校教育に対する理解と振興に関すること」を行っており、社会教育だけでなく学校教育に関する事業も行う団体であることから、実態に合わせるため、規約第5条を「この会は、民主的な社会教育に関する団体として・・・」から「この会は、学校教育及び民主的</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	な社会教育に関する事業を行う団体として・・・」に改正してもらうこととした。
<p>イ <u>他の制度との関係で適正でない</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」)</p> <p>私立の高等学校、北九州市立中学校、北九州市立高等学校に対する部活動の大会派遣補助金は、それぞれに補助制度があるにもかかわらず、北九州市スポーツ振興基金事業補助金を交付している。合理性の検討を行い、積極的な見直しを図るべきである。</p>	<p>(企画文化局)</p> <p>平成21年度から、要領及び規程を改定し、補助交付については、「市の他の補助を受けていないこと」と規定することで、二重の交付を防止することとした。</p>
<p>ウ <u>対象団体に対する周知</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」)</p> <p>団体に対する周知方法が不透明で、関連団体への周知が十分になされていないものがある。行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、周知方法について検討すべきである。</p>	<p>(企画文化局)</p> <p>平成21年4月から、スポーツ振興課のホームページに掲載するとともに、各区の窓口にも申請書を設置することとした。</p> <p>また、体育協会加盟団体、社会教育認定団体に対して、制度についての文書を配布し周知を図った。</p>

(7) 制度の見直しについて

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>北九州市スポーツ振興基金事業補助金</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」)</p> <p>社会教育関係団体の助成については、昭和34年12月9日の社会教育審議会答申で示されている、「補助対象とする団体の範囲」及び「補助事業の範囲」に該当するか否かの検討を行うべきである。</p>	<p>(企画文化局)</p> <p>平成21年4月から、申請書を改定し団体の範囲などについても記載させ、検討を行うこととした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>遊びの広場促進事業補助金</u> (子ども家庭局青少年課:「遊びの広場促進事業補助金」)</p> <p>事業の内容について、「青少年団体育成補助金」との違いが明確でない。</p> <p>補助金は、要望・陳情を契機とすることが多く、交付先から歓迎される施策である一方で、市は事業の実施の責任を直接負うことはなく、安易にこの手法が利用されがちである。</p> <p>「青少年団体育成補助金」との違いを整理し、制度の必要性について検討すべきと考える。</p>	<p>(子ども家庭局)</p> <p>「青少年団体育成補助金」は、社会教育関係団体(子ども会連合会、ボーイスカウト振興会、少年補導員連絡協議会等)が行う青少年健全育成や非行防止に関する日常的な取り組みの促進を目的としており、団体運営助成の意味合いが強い。</p> <p>一方、「遊びの広場促進事業補助金」は、地域において他の団体のモデルとなるような子どもの体験活動に取り組む社会教育関係団体の実施する事業に対して支援を行うもので、事業補助的な性格を有しており、両事業ともそれぞれに明確な目的を持って取り組んでいるものである。</p> <p>また、「遊びの広場促進事業補助金」は、地域で地道に社会教育活動を推進している単位子ども会等の活性化のために有意義で必要性の高いものとなっており、今後も継続して実施していく。</p>
<p>ウ <u>私立学校補助金</u> (教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」「北九州市私立学校振興助成補助金」「北九州市私立外国人学校補助金」「北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金」「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」)</p> <p>私立学校助成については、制度のあり方を検討するためにも、当該団体の経営状況を把握すべきと考える。</p>	<p>(教育委員会)</p> <p>本市が行う私立学校(幼稚園も含む)への補助金は、教育の振興を図ることを目的にしており、経営状況によって変わるものではない。</p> <p>しかしながら、経営状況に関する資料は必要と考え今後、当課が実施する定期監査の際に徴することとしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>工 <u>教育研究団体育成事業補助金</u> (教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」) 補助金額を予算額の3分の1を超えない額と規定しているが、本来、実費精算であるべきである。実績報告の決算額により額の確定をする制度に改めるべきである。</p>	<p>(教育委員会) 今回の指摘は、平成20年度に要綱を作成する際、決算額とすべきところを予算額としていたものであり、平成21年度補助交付に際しては、「予算額の3分の1を超えない額」から「補助金の対象経費の3分の1を超えない額」に改め、関係団体へ周知した。</p>

(8) 補助事業者に対する指導について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>関係書類の整備・保存</u> (企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」、子ども家庭局青少年課:「遊びの広場促進事業補助金」、教育委員会教育センター:「研究大会等補助金」) 補助金交付決定通知書や補助金確定通知書等の書類を保存していない補助事業者が見受けられた。 要綱等に関係書類の整備・保存についての規定を設け、補助事業者に対する指導・監督を、適切に行うべきである。</p>	<p>(企画文化局) 平成21年度から、要綱及び規程を改定し、保存及び整備についての規定を設けた。</p> <p>(子ども家庭局) 平成21年4月1日付で要綱改正を行い、関係書類の整備・保存についての規定を設けるとともに、交付決定通知書に関係書類の整備・保存について明記した。</p> <p>(教育委員会) 今回の指摘事項は、補助対象団体が書類の保存等について理解していなかったために生じたものであり、平成20年度研究大会補助金の執行の際は、完了報告提出時に適切な処理を指導した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>私立幼稚園に対する指導</u> (教育委員会企画課：「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」「北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金」「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」) 私立学校振興助成法は、「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で・・・(略)・・・助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。」と規定している。</p> <p>また、「特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。」と規定されている。これらのチェックは、毎年すべきであるがなされていない。</p> <p>さらに、「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で・・・(略)・・・補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。」と規定している。しかしながら、設置主体が未だに学校法人となっていない幼稚園がある。法律を遵守するよう指導すべきである。</p>	<p>(教育委員会) 学校法人以外の園の会計経理については、今後現地監査の際に確認したい。</p> <p>設置者に対する指導(5年以内に学校法人化すること)については、あくまでも所轄庁(県)が行うべきものと考えるが、本市教育委員会としても、働きかけを行って行きたい。</p>